京都医学会雑誌投稿・編集規則

令和５年10月12日　改正

（名　称）
第１条　本誌は京都医学会雑誌と称し、一般社団法人京都府医師会（以下、本会という）が年２回発行する。
（投稿資格）
第２条　本誌への投稿は原則会員に限る。共著の場合も、原則として全員が会員であることが必要である。
（投稿の不採用）
第３条　すでに他紙に発表された論文は原則として採用しない。
（掲載・編集）
第４条　原稿の採否、及び掲載時期の決定は、査読委員会において行う。
（委員は学術・生涯教育委員会委員の中より互選）
（構　成）
第５条　論文の構成については、（１）タイトルページ、（２）要旨、（３）キーワード、（４）本文、（５）文献、（６）図・表の説明、（７）図、（８）表とする。
（タイトルページ）
第６条　タイトルページには、①投稿原稿の種類（「総説」、「原著論文」又は「症例報告」）、②表題、③著者全員の氏名、④所属施設（所属地区医師会名を付記）、⑤連絡先（校正の責任者）の氏名、住所、電話、FAX、E-mail を明記する。
（文字数等）
第７条　原稿論文は図表、写真（１枚を 300 字とみなす）を含めて「総説」および「原著論文」の場合は 12,000 字以内、「症例報告」の場合は 6,000 字以内とする。
（内容要旨、まとめ）
第８条　論文の冒頭に 700 字以内の内容要旨を記載するものとする。また、論文の末尾、引用文献の前に必ず「まとめ」を記載するものとする。
（体　裁）
第９条　原稿は必ず左横書、平仮名、新仮名使い、口語体とし、文字は楷書で明確に記載する。医学用語のほかは常用漢字を用いる。
（記載方法等）
第10条　外国の人名、地名などの固有名詞は原則として原字を用い、かつ、なるべく活字体で記載する。なお、医学用語は原則として邦語を用いる。
（数字等）
第11条　数値、順序等を示す時はアラビア数字（１，２，３…）を用いる。ただし「十数時間」「数百回」などの場合に限り、和数字を用いる。
（度量衡）
第12条　度量衡等は特殊な場合を除き CGS 単位とし、漢字を用いない。
例）cm, sec, ppm, hr, mg/dl, mmHg　等
（略　語）
第13条　論文中で繰り返される語は略語を用いても差し支えない。ただし、使用する略語は正式略語又は慣例的に使用されているものを原則とする。記載については、初回の完全用語に（　）で略語を明記する。
例）human immunodeficiency virus（以下 HIV）
（薬剤名）
第14条　薬剤名は一般名を用いる。
（キーワード）
第15条　キーワードは適切な言葉を５語以内で選択する。

Presented by Medical*Online

（図表等）

第16条　図表は黒色を用いて白紙に描く。写真は原則として白黒とし、カラー写真は査読委員会の承認したものに限る。投稿された論文に他誌にすでに掲載された図表等の転載がある場合は転載許諾を正規の方法で得ていること。

（図表、写真の著書名の記載、記載順序）

第17条　図表や写真には、その裏面に著者名と記載順序を記入し（天地のまぎらわしいものは指定を要す）、本文と別にまとめ、本文中にその挿入箇所を必ず明示する。

（引用文献）

第18条　引用文献の記載

①文献数は「原著論文」、「症例報告」は最大限30（「総説」は制限なし）までとする。

②文献は引用順に記載する。

③共著の時は筆頭者名をあげる。誌名は公の略称を用いる。

④著者名は日本名では姓名を記し、外国名では姓と名のイニシャルのみを記す。

●雑　誌……著者名：題名、誌名　巻：頁－頁、発行年次（西暦）.

例　1）平岡範也　他：レジオネラ肺炎－特に発見動機に着目して－、京都医学会雑誌　54：79-85, 2007.

2）Robert F, et al：vaccine prevention of maternal cytomegalovirus infection N Engl J Med 360：1191-99, 2009.

●単行本……著者名：分担項目別題名、編者名、書名、巻、版、発行所、発行地、頁－頁、発行年次（西暦）.

例　3）山岸久一：頚部の診察法、松野正紀　他編、標準外科学、第10版、医学書院、東京、35-37, 2004.

4）Bui DT, et al：Reconstruction of defects of the maxilla and skull base. In：Thorne CH, et al eds, Plastic Surgery, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, 438-46, 2007.

（投稿原稿の倫理）

第19条　本誌への投稿原稿は、倫理面に最大限配慮したものとする。

（利益相反）

第20条　京都医学会雑誌の投稿者（共著者全員）は、投稿時に投稿内容に関連する利益相反状態を別に定める様式（別紙様式）により申告すること。また、掲載論文の末尾に利益相反の有無を記載すること。

（校　正）

第21条　校正は原則として著者が行う。校正は速やかに行い、内容及び組板面積に影響を与える改変は許されない。

（修　正）

第22条　採用論文の掲載にあたっては著者と協議のうえ査読委員会において多少修正を行うことがある。

（無断転載の禁止）

第23条　掲載論文の著作権は本会に帰属するものとし、論文の無断転載は許可しない。

（送付先等）

第24条　原稿は、本会事務局あてに送付すること。編集上の問い合わせも同様である。

（送付内容）

第25条　原稿は図表を含めた論文のデータとともに原本1部を送付すること。

（署　名）

第26条　論文には筆頭著者並びに共同著者全員の名前をタイトルに付して送付すること。

（原稿の返却）

第27条　印刷済みの原稿及び図表や写真は特に申し出のない限り返却しない。

（掲載料）

第28条　掲載料は原則として無料とするが、場合によっては実費の一部又は全部を申し受けることがある。

（規則の改正）

第29条　本規則は、理事会の議決を経なければ、これを改正することができない。

Presented by Medical*Online